

# 令和2年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第5号

おいらせ町議会 令和2年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和2年第1回定例会記録				
招集年月日	令和2年3月12日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和2年3月12日 午後 3時34分 議長宣告			
閉 会	令和2年3月12日 午後 5時26分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
応 招 議 員	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	14名			
欠 席 議 員	3 番	馬 場 正 治	11 番	澤 頭 好 孝
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	泉 山 裕 一	政 策 推 進 課 長	成 田 光 寿
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	三 村 俊 介
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	環 境 保 健 課 長	柏 崎 勝 徳	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	赤 坂 千 敏	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	西 館 道 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 坂 千 敏	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監 査 委 員 事 務 局 長	小 向 正 志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	小 向 正 志	事務局 次 長	高 橋 勝 江	
	主任 主 査	袴 田 光 雄			
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	議案第24号	令和2年度おいらせ町一般会計予算について		
	2	議案第25号	令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について		
	3	議案第26号	令和2年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について		
	4	議案第27号	令和2年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について		
	5	議案第28号	令和2年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計予算について		
	6	議案第29号	令和2年度おいらせ町介護保険特別会計予算について		
	7	議案第30号	令和2年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について		
	8	議案第31号	令和2年度おいらせ町病院事業会計予算について		
	9	報告第1号	専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額の決定について）		
	10	議案第32号	損害賠償の額の決定及び和解について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	発委第1号	おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部を改正することについて		

開 議	午後 3時34分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	1 番	佐々木 勝 議員
	2 番	澤 上 勝 議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会 議 成 立 開 議 宣 告	事務局長 (小向正志君)	それでは、本会議を始めますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しております ので、直ちに会議を開きます。  (開会時刻 午後 3時34分)
	西館議長	つきましては、予算特別委員会の終了後本会議を再開する予定 ですので、本日の会議は時間延長いたします。 それでは、ここで暫時休憩いたします。 (休憩 午後 3時34分)
	西館議長	休憩を解き、会議を再開します。 (再開 午後 4時55分)
議 事 日 程 報 告	西館議長	なお、3番、馬場正治議員、11番、澤頭好孝議員は欠席であ ります。 大川農業委員会会長は、本日所用のため欠席との申し出があり ましたので報告いたします。  本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  ここで環境保健課長より、2番、澤上 勝議員からの質疑につ いて答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。

答弁	環境保健課長 (柏崎勝徳君)	環境保健課長。  議長のお許しをいただきまして、昨日の議案第17号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算の審議において、澤上 勝議員からご質問のあったジェネリック医薬品利用差額通知業務について答弁漏れがございましたので、ご報告させていただきます。  ジェネリック医薬品利用差額通知業務とは、医療機関受診者のうち、先発医薬品を服用している方がジェネリック医薬品に切りかえた場合、薬代の自己負担がどのくらい安くなるのか試算をし、その差額が200円を超える方に対して、はがきにて通知するものです。つまり、既にジェネリック医薬品を利用している方や差額が200円を超えない方には通知されないということでございます。これを年2回、青森県国保連合会に業務委託しているものであります。1件当たり93円で、令和元年度では約850通、7万9,000円の支出を見込んでおります。  なお、この委託に係る経費につきましては、県の特別交付金として交付されることになっております。  ジェネリック医薬品に切りかえることで薬剤費の抑制が図られ、被保険者の自己負担額の軽減や国保財政の健全化が図られるものであります。  その場で答弁できず、大変申しわけありませんでした。  以上、報告させていただきます。
	西館議長	日程第1、議案第24号、令和2年度おいらせ町一般会計予算についてから、日程第8、議案第31号、令和2年度おいらせ町病院事業会計予算についてまで、以上8議案を一括議題とします。  お諮りします。  議案第24号から議案第31号に対する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定によって省略したいと思います。  ご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	異議なしと認めます。  したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

※なしの声※

	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>これより、議案第24号から議案第31号までの8議案について、一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これより、議案第24号から議案第31号までの8議案を一括して採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号から議案第31号までは、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第9、発委第1号、おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての一部を改正することについてを議題といたします。</p> <p>発委第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の説明は省略したいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、発委第1号は、説明を省略することに決しました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>

提案理由の 説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから発委第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第10、議案の条例について、本日3月12日に提出された報告第1号及び議案第32号を上程いたします。</p> <p>町長からの提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>議員各位には、本定例会最終日に追加提案させていただくことに当たり、ご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>それでは、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第1号、自動車事故に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、令和元年11月17日に発生した、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、去る3月6日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、議案第32号、損害賠償の額の決定及び和解について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、本年2月19日に発生した、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。</p> <p>以上、追加提案いたしました議案につきまして提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職を初め、担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第11、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本件は、自動車事故に係る損害賠償の額の決定について、報告をする件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、報告第1号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページから3ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により、去る3月6日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、令和元年11月17日午後4時25分ごろ、おいらせ町向川原地内において、町職員の運転する公用車と走行中の一般車両が接触し、相手方車両の右ボディを破損させたものであります。</p> <p>損害賠償額は、右ボディ修理代金7万2,292円で示談が成立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番です。</p> <p>今、事故の概要が説明ありましたけれども、これは多分、職員が運転して事故を起こしているわけで、多分、私の予測だと行政職員じゃないかなと思いますけれども、職員が公用車を運転する業務というのは、命令は誰がするのか。例えば、これは軽易な金</p>



	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>額的に少ないんですけども、人身があった場合とか本人に刑事罰が科された場合、この対応というのは、公務ですから、最終的に町が責任を負うことになると思いますが、この辺の扱いについて説明いただきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>まず、公用車を運転する命令を誰がするのかという形になっております。</p> <p>基本的には、公用車自体は職員がどなたでも乗るような形になっておりますけれども、最終的には、その公用車を乗る責任というのに関しては、その課に関しては課長だと思えますし、全体的なことに対して見れば、やはり一番上の町長になろうかと思っております。</p> <p>あと、それから、人身事故とかそういうふうな形の大きい事故に発展した場合は、どのような形になるのかという形になります。</p> <p>先ほども言いましたけれども、今、全車両に関して見れば、全国自治協会自動車損害共済のほうに加入しておりますので、そちらのほうの保険会社のほうと対応を協議するような形になると思います。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>補償の場合は、保険に入っているわけだからいいわけですがけれども、例えば、過失割合とかそういうふうなもので、こちらが一方的に過失が10になった場合、刑事罰、個人的に免許証の処分を受けるわけですがけれども、そういうふうな場合の対応です。私が言っているのは、免許停止とか罰金とかそういうふうなものが科された場合の、これも保険で対応できるのか。職員に瑕疵があった場合、町の処分とかそういうふうなものがないのか。命令は課長が出す。命令権者が課長で、事故があつて課長に責任をとらせる、負わなければならないのか。金額的に多くなって、最終責任として町長が責任をとって対応するのか。これらについて確認</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>をしたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>職員のほうに関してみれば、何も無いのかと、何も無いわけございません。その事故の大きさによって処罰を受ける形になります。それは、職員自体が守られるという、職員に一番最初原因がございますので、そこはきちんと職員がそれ相当の処罰を受けた上という形になります。</p> <p>あと先ほど言ったみたいに、個人の免許が減点されるという話になりますけど、それはあくまでも個人職員が、その自分の免許を使って運転した形になりますので、そこに関しては町が何ら補填するものはないものと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、職員は、自分で運転したくない場合、したくないというのは、こういうふうな形であったら、私は、さっき課長が言ったように、全車両、共済の保険を掛けているから誰でも乗れるんだというふうなことではならないと思いますよ、私は。安心して仕事ができないじゃないですか。ほんとにこういうふうな形で、私はね、今まで、本来公務であれば、専属の運転手が配置されて、職員が乗って移動してあったんですけども、町長はそうなっているでしょう。職員だけ公用車自由にさせて、仕事させて、事故があつて、職員が過失があるんだというような形で処分をする。仕事できないんじゃないですか、こういうふうなのだったら。私は本当にね、幾ら法的に守ってあつても、相手との損害が、自分がいい条件であつても、相手が例えば損害が大きくなった場合は、保険の負担割合、そしてまた刑事罰、そういうふうなのが必ず科されるわけですから。本当にね、今、私説明聞いて、これだと職員はとでもじゃないけれども、本当に安心して仕事できないんじゃないかと思えますよ。だから、課長の責任というのはどこまでいくんですか。ほとんどみんな個人に責任が与えられて、罰金も自分で納める。それから、免許停止も受ける。自分の車乗れ</p>

		<p>なくなって通勤できなくなったりなんかするわけでしょう。ほんとにこれでいいのかなというふうな思いが、私するんですよ。やっぱり、特にね、女性の職員、見れば、保健師とかああいうふうな地域に出ていく女性の方についてはですよ、気配り、目配りをしながらやっていかないと、多分、今のあの当事者というのは女性だと思いますけれども、この辺もあわせて説明願います。</p>
	西館議長	総務課長。
答弁	<p>総務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>まず、女性ではないかというお話ですけど、男性でございます。以上になります。</p>
	西館議長	副町長。
答弁	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>私からも答弁させていただきます。</p> <p>確かに議員おっしゃるように、運転業務を主とする職業も公務員の中にはあることは承知しておりますし、今までもそのような形で過去やってきた経過がございます。</p> <p>ただ、今は、そういうふうな職務としての採用を控えておまして、というのは、全職員が免許を持っているという状況の中では、やはり時代錯誤といいますか、時代に合わない勤務をする状況にあるんで、あくまでも課長が旅行命令をかけて、安全運転、法令を守って安全運転に徹して職務を遂行しなさいというふうなことで命令をかけているわけですから、その中で、それを拒むようなことがあれば、あとは公共交通機関を利用してそこまで行くというふうな状況になるかと思えます。ただそれが、何ていうんですか、時間的な制約、それから、相手もあることですから、そういうふうなことを考えていくと、非効率的だというふうなことで、今はどこの市町村も、公務員だから運転させられないというふうなことではなくて、民間企業と同じような形で公務員にも運転をさせているというふうな状況でありますので、そここのところをご理解いただきたいというふうに思います。</p>
	西館議長	次に、5番、木村忠一議員。

<p>質疑</p>	<p>5番 (木村忠一君)</p>	<p>5番、木村です。 前段を略して端的に質問いたします。 今、平野議員のほうからもご質問がございまして、重複する部分もございまして。 職員の皆様には、業務、一生懸命やっている中で、不幸にして事故になられると、本当にお見舞いを申し上げたいと思います。しかしながら、今、副町長もお話ししたとおり、私は、車の運転も業務の一部だというふうに考えております。 そこでお伺いしたかったのが、事故状況の説明、それから、当方の損害額、これらは明記されておりません。そして、過失割合。このことについてお伺いをしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  総務課長 (泉山裕一君)    西館議長 (議員席)  西館議長   西館議長</p>	<p>総務課長。  事故の状況になります。 鮭まつりの後片づけの最中、土手から、土手の上の道路、上がるところなんですけれども、その上がり際のところで一般車両と、こちらのほうはトラックが接触をしたという形になります。 それで、過失割合に関しては、50対50になっております。この過失割合に関しては、どちらも主張が食い違っておまして、町の主張といたしましては、町車両が停車して、相手車両が通過するのを待っていたのに対して相手が接触したと。相手方に関しては、右折時に町車両がバックしてきて接触したということで、双方意見が食い違ったままいきまして、最終的には50対50の割合で保険会社同士でお話し合いがついて、双方お互いそれを認めて示談が成立したという形になります。 以上でよろしいでしょうか。  ほかに質疑ございませんか。  なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第1号を終わります。  日程第12、議案第32号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。</p>

\*\*\*なしの声\*\*\*

当局の説明	総務課長 (泉山裕一君)	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページ、5ページをごらんください。</p> <p>本案は、損害賠償の額を決定し、和解をすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めたものであります。</p> <p>事故の概要につきましては、本年2月19日午前9時20分ごろ、おいらせ町向山東地内の町道において、前方に事故車両があり停車していた相手方車両に、町職員の運転する公用車が、路面凍結でとまり切れず追突し、バックドア及びリアバンパー等を破損させたものであります。</p> <p>和解の内容といたしましては、損害賠償額として55万円を支払い、その後は一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われるものであります。</p> <p>補足してご説明いたしますけれども、こちらのほうに関しては、あくまでも事故車両があつて、その事故車両をよけるために待っていた一般車両に、公用車の車両がとまろうと思つてブレーキをかけましたが路面凍結でとまり切れず、相手車両にぶつかったものでございます。</p> <p>こちらの過失割合につきましては、町が100、相手方がゼロになっております。それで、今双方のほうで、保険会社同士で話し合いがつけましたので、この示談書を取り交わすために議会の議決、こちらのほう専決は50万円未満になっておりますけれども、50万円以上になりましたので、議会の議決を求めるような形になります。</p> <p>以上になります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>

質疑	8 番 (平野敏彦君)	<p>さきの部分でも確認しましたが、今過失割合が100対ゼロというふうなことでわかりました。停止している車に追突した。損害賠償が55万円で払った。</p> <p>じゃあ町のほうの損害というのは、町の車両の損害というのは幾らになるんですか。さっき木村さん聞いても答えてなかったというふうな、さっきのと2つ答えてくださいよ。</p>
答弁	西館議長  総務課長 (泉山裕一君)	<p>総務課長。</p> <p>申しわけございません。答弁漏れがありました。</p> <p>最初の報告で上がっていたのは、町のほうはゼロです。トラックの後ろのレバーのところの塗装が剥げた程度ですので、その補修はしないということで決定しましたので、町はゼロになっております。</p> <p>次、議案のほうに出していました町車両に係る修理見積額になりますけど、約44万円になります。</p> <p>以上になります。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長  (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長  (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第32号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程終了の告知	西館議長	<p>以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。</p>

	<p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>ここで、教育長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>教育長。</p> <p>お疲れのところ大変申しわけありません。報告をさせていただきます。</p> <p>総理大臣の一斉休業を受けて、臨時校長会を2月28日に開いて、3月5日から26日までの臨時休業を決めたわけですが、その3日間猶予を与えました。その3日間のうちにもう既に68名の子供たちが自宅待機を始めております。現在、家庭訪問とか電話等に対応しているわけですが、そして、議会開会中でありましたけれども、抜けて出ささせていただいて、3月10日火曜日にまた臨時校長会を開きました。</p> <p>その結果、中学校の卒業式は3月13日、あしたになりますが、このような形で行うことに確認しました。卒業学年と保護者のみの出席とする。そして、短時間の開催のために、来賓なし、校長式辞のみということにしました。在校生は代表者1名のみ。それも保護者の許可を受けて出席してもらおう。換気とか間隔をあける配慮をしながら、教育委員会からは給食センター及び環境保健課からの消毒液、マスクを提供することにしております。</p> <p>それから、小学校の卒業式は、中学校と同様ということで考えております。</p> <p>なお、3月26日予定の修了式、1年間の終わりですが、修了式も取りやめということにしました。</p> <p>それから、次年度の入学式4月7日ですが、現時点では、卒業式と同様に実施する予定であります。これらも次回の校長会で確認をしていきたいと思っております。</p> <p>未履修の対応ですが、中学校3年生の未履修はありませんでした。それから、小学校1年生から中学校2年生までの未履修がもしある場合は、きちんと確認した上で次年度につなげるということにしております。</p> <p>それから、児童館及び児童クラブ、児童教室についてですが、それぞれ対応が困難な状況の際には、町民課と協議しながら学校体育館等を開放することにしてはおりますが、もう既に学校の体育館とかグラウンドを使用している例もあります。</p>
--	------------------------	---

		<p>高校受験について、3月10日火曜日に行われました。予定された受験生は全て全員試験会場に入っております。マスクをその際提供しております。</p> <p>春休み中の部活動、春休みというのは3月27日からですが、春休み中の部活動及びスポ少のことについては、国の専門家会議の報告等を参考にすることになるんですが、次回の校長会、あしたも臨時の校長会開きますが、もう一つ予定しているのは3月24日あたりの臨時校長会で、そのことの確認をしていきたいと思っていました。国の動向あるいは感染の状況がどのようになるか、まだ見通せない状況がありますので、少し臨時校長会、まめに開きながら、1週間先、2週間先のことを検討していきたいと思っていました。</p> <p>以上報告です。</p> <p>次に、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>閉会に当たって、一言お礼申し上げます。</p> <p>議員各位には年度末の大変ご多用のところ、令和2年第1回おいらせ町議会定例会にご参集いただき、また、提案いたしました令和2年度各会計の予算案を初め、全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>今定例会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、引き続き、真摯に町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>さて、連日、新型コロナウイルス関連のニュースが報道されております。世界規模での感染が広がる中で、当町においても不測の事態が発生することも考えられることから、引き続き関係機関との連携を密にし、しっかりと情報収集を行い、対応していくこととしております。</p> <p>最後に、議員皆様におかれましても、体調管理には十分留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	西館議長	
	町長 (成田 隆君)	



閉会宣告	西館議長          事務局長 (小向正志君)	これで会議を閉じます。 これをもちまして、令和2年第1回おいらせ町議会定例会を閉 会いたします。 ご苦労さまでございました。  <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午後 5時26分)</p> 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。
------	---	--

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 2 年 5 月 19 日

議 長 ..... 西 館 秀 雄 .....

副 議 長 ..... 榎 山 忠 .....

署名議員 ..... 馬 場 正 治 .....

署名議員 ..... 澤 上 訓 .....